

本会会員に向けた IHEAT 一括登録に関する FAQ

Q1 どのような支援業務を行うのか。

A1

- ・保健所業務支援に従事することとなります。
- ・従事いただく業務は自治体からの依頼内容をご確認いただく必要がありますが、想定される業務は厚生労働省健康局健康課長通知（別紙）IHEAT運用要領（令和5年4月1日全部改正）に記載のとおり示されています。

ア IHEAT要員は、健康危機発生時における保健所等の業務を支援するため、以下の業務を実施する。

- ① 積極的疫学調査等、感染症のまん延等の健康危機に対応するための保健所等の業務
- ② 保健所の通常業務（健康づくり、精神保健、難病対策等）

※当該通常業務に従事している保健所職員が、健康危機に関する業務に従事できるようになる。

イ IHEAT要員の活動期間、活動場所及び業務内容等は、要請を行う保健所設置自治体とIHEAT要員が協議の上、柔軟に設定できるものとする。

Q2 積極的疫学調査とはどのようなことをするのか。

A2

- ・基本情報、臨床情報、推定感染源、接触者等必要な情報を収集します。
- ・調査の詳細や考え方については、国立感染症研究所作成の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」や「保健師のための積極的疫学調査ガイド第2.1版」をご参照ください。

Q3 支援業務にあたってどのような知識が必要か。

A3

- ・支援業務に従事いただくにあたり、専門知識の有無は問われませんが、事前にeラーニングなどの研修を受講いただくことが望まれます。

Q4 活動にかかる補償等はあるのか。

A4

- ・自治体ごとに異なるため、派遣依頼元となる自治体にご確認ください。

Q5 報酬金額はどのように支払されるのか。

A5

- ・Q4同様、自治体ごとに異なるため、派遣依頼元となる自治体にご確認ください。

Q6 一括登録をした後、本登録までどのくらいかかるのか。

A6

- ・一定期間に区切り、本会より IHEAT 事務局へ登録情報を提出する都合上、本登録の案内が届くまでに数週間かかる見込みです。予めご了承ください。